

### 7・3 STCW 条約の包括的見直し

包括的見直し作業を実施してきた STCW 条約(1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)は、平成 22(2010)年 6 月にマニラで開催された締約国会議において最終文言が採択され、「STCW 条約 2010 マニラ改正」として平成 24(2012)年 1 月 1 日に発効した。日本国の対応として、国土交通省は、STCW 条約 2010 マニラ改正の発効に合わせ、平成 24(2012)年 1 月 1 日付で船員法施行規則等の関係規定を改正した。

一方、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正については、平成 25(2013)年 5 月および同 26(2014)年 2 月に開催された国際海事機関(IMO)第 44 回訓練当直小委員会(STW44)および第 1 回人的因子訓練当直小委員会(HTW1)(旧 STW)の審議結果を踏まえ、平成 26(2014)年度中の省令改正を目途に作業が進められる見通しとなっている。